

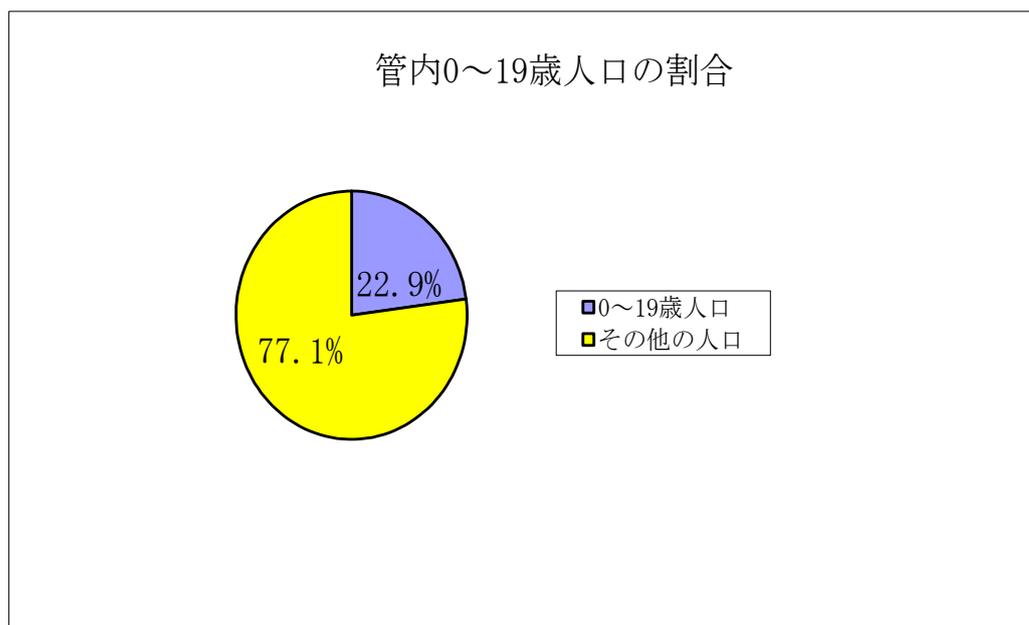
第3 地域福祉班

1 児童福祉

(1) 管内の状況

令和4年1月1日現在の管内の0～19歳の人口は117,949人で、管内総人口514,474人の約22.9%が0～19歳の人口である。市町村別の総人口に占める0～19歳人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では沖縄市が最も高く、町村は宜野座村、次いで中城村、北谷町の順となっている。

出典：「令和4年住民基本台帳年齢別人口」（沖縄県企画部市町村課）



市町村別 0～19歳人口

令和4年1月1日現在

市町村名	総人口	0～19歳人口	比率
宜野湾市	98,748	22,517	22.8%
沖縄市	141,401	32,434	22.9%
うるま市	124,471	28,400	22.8%
恩納村	10,303	2,000	19.4%
宜野座村	6,212	1,563	25.2%
金武町	11,359	2,588	22.8%
読谷村	41,093	9,392	22.9%
嘉手納町	13,189	3,005	22.8%
北谷町	28,227	6,761	24.0%
北中城村	17,522	3,973	22.7%
中城村	21,949	5,316	24.2%
計	514,474	117,949	22.9%

(2) 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和47年5月15日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表1及び表2のとおりである。

令和4年度における処理として、受付経路別にみて市町村からの相談が多く、次いでその他県関係からの相談となっている。

処理種別としては、助産関係、次いで助言・その他となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表1 受付経路別処理件数 令和4年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通告	その他県関係から通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	合計
0	0	0	0	0	0	9	70	0	0	0	1	80

表2 処理件数 令和4年度

福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	保育所	条法第22・23の報告	送致児童相談所等への通知	調査児童委員による完了	斡旋・関係紹介	その他・助言	合計
0	70	0	0	0	0	0	0	10	80

(3) 保育行政及び公立保育所等指導監査

当所による指導監査は、町村における保育所運営費負担金等の事務処理及び公立保育所の運営が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正措置の指示等を行うことで、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保することを目的としている。

令和4年度の保育行政及び公立保育所等指導監査実施状況及び指摘状況は次のとおりである。

監査実施町村	北谷町 中城村 金武町 恩納村
監査実施保育所 (幼保連携型認定 こども園を含む。)	宜野湾市 (うなばら保育所、宜野湾保育所) 沖縄市 (知花保育所、山内保育所、胡屋あけぼの保育所 越来保育所、泡瀬保育所) うるま市 (きむたか保育所、与那城保育所、あげなこども園 伊波こども園) 恩納村 (恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所) 宜野座村 (宜野座村立保育所) 金武町 (金武こども園) 読谷村 (読谷村南保育所、読谷村保育所) 嘉手納町 (嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所) 北谷町 (上勢保育所、美浜保育所、謝苺保育所) 北中城村 (喜舎場保育所) 中城村 (吉の浦保育所)

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	4町村	口頭指導	4町村
指導監査実施施設	25施設中	文書指摘	12施設	口頭指導	22施設

(4) 助産施設 (児童福祉法第7条規定による児童福祉施設)

児童福祉法第22条により、妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。助産にあたってはその要する費用を支弁し、妊産婦の負担能力に応じた負担金を徴収する。

(ア) 助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要な者。
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出 産 一 時 金 に 係 る 率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯（所得割のない世帯）	4,500円	30%
D 1 ～ D 15	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が「児童入所施設徴収金基準額表」の区分に該当する世帯	徴収金基準額表に 応じる	市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額を徴収金基準表に加える

例： 市町村民税非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合、令和4年1月1日以降の出生児は、産科医療保障制度の改正保険料12,000円を控除し、408,000円を基とする。

$$\text{徴収額} = 2,200\text{円} + (408,000\text{円} \times 20\%) = 83,800\text{円}$$

(ウ) 令和4年度における入所者数：66人

〔内訳〕（県立中部病院）61人 （県立南部医療・子ども医療センター）1人
（県立北部病院）1人 （那覇市立病院）2人 （南部徳洲会病院）1人

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				備 考	
	A	B	C	C 2	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D		
恩納村									1									指定助産施設で助産を実施した場合、助産の実施に要する費用は県が支弁し、自己負担金の徴収も県が行う。 市で決定し、県立以外の指定助産施設で出産した場合は市が支弁、徴収を行う。
宜野座村		1							1				2					
金武町		2			2				2			2	3					
読谷村	1	1			2				4			2	4					
嘉手納町	2	1			1	1			2	1		2						
北谷町	1	3			1	1			1	4			4					
北中城村					2				1				2					
中城村	1	1			2			1					3					
小 計	14				12				18				24					
宜野湾市						10			3	9			1	1				
沖縄市	5	2			9	3			2	6			7	10				
うるま市	4	2			2	9			3	13			7	15		1		
小 計	13				33				36				42					
計	27				45				54				66					

2 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付と償還、母子父子相談業務等を実施している。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

※平成26年10月から父子家庭も貸付対象となっている。

※平成31年度のみ臨時児童扶養等資金を創設。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況（令和4年度）

No	資金の種類	区分	令和4年度	
			件数	金額（円）
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
		父子		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
		父子		
3	修学資金	母子	59	46,655,400
		寡婦		
		父子	1	182,000
4	技能習得資金	母子	4	2,400,600
		寡婦		
		父子		
5	修業資金	母子		
		寡婦		
		父子		
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
		父子		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
		父子		
8	生活資金	母子		
		寡婦		
		父子		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
		父子		
10	転宅資金	母子	1	260,000
		寡婦		
		父子		
11	就学支度資金	母子	21	7,658,000
		寡婦		
		父子		
12	結婚資金	母子		
		寡婦		
		父子		
13	臨時児童扶養等資金	母子		
		寡婦		
		父子		
合計		母子	85	56,974,000
		寡婦	0	0
		父子	1	182,000

(2) 母子及び父子並びに寡婦相談業務（母子・父子自立支援員）

目的： 母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子・父子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠： 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第8条）

当所には、5名の母子・父子自立支援員が配置されている。

（平成26年10月より母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ名称変更）

(3) 母子・父子福祉協力員

母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行う。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図る。

(4) 母子家庭等に対する支援事業

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退者を含む）ひとり親家庭の親とその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座（通信制講座も含む）の受講費用の軽減を図る。

支給対象者は、町村在住のひとり親家庭の親とその児童で、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準であることを要件とする。

支給金額は、本人が支払った費用（①）の20%（10万円以内）。

上記①の支給を受けた者が受講終了日から起算して、2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合には、対象者が受講のために支払った費用（②）の40%を支給する。（①と②で15万円以内）

・「自立支援教育訓練給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援し、もって母子父子家庭の自立促進を図ることを目的として実施する事業（町村在住者については県が実施する）。

雇用保険の（特定）一般教育訓練給付金の受給資格を有していない場合は、講座修了後、経費の60%（12,000円以上で上限20万円）が支給される。雇用保険制度の（特定）一般教育訓練給付金の受給資格のある方については、自立支援給付金の定める額から雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

また平成31年4月の制度改訂により、専門実践教育訓練も給付対象となった。専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合は修業年数に40万円を乗じた額（上限160万円）が給付される。

・「高等職業訓練促進給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活費を支給する。

※父子家庭の父は平成25年度入学者から対象となった。

※令和3年度より、6月以上の修業期間を要する民間資格等についても対象となった。

【非課税世帯】 月額10万円

【課税世帯】 月額7万500円

支給対象期間は36月を超えない期間となっていたが、制度改正により平成31年4月より48月を超えない期間へ改定された。

修業期間最後の12月の給付金額についても平成31年4月より下記のとおり改定となった。

※修業期間最後の12月のみ

【非課税世帯】 月額14万円

【課税世帯】 月額11万500円

管内8町村における実績は下記のとおり。

(単位：千円)

年度	対象者数	取得資格（予定）	支給金額	備考
平成30年度	13名	看護師（5）、鍼灸師（1）、保育士（1） 作業療法士（3）、理学療法士（1） 社会福祉士（2）、精神保健福祉士（1）	15,010	読谷村・金武町・ 嘉手納町・北中城村・ 中城村・北谷町・恩納村
平成31年度	9名	看護師（3）、作業療法士（1）、 理学療法士（2）、社会福祉士（3）、 精神保健福祉士（2）※社福との両取得含む	13,440	北谷町・金武町・ 嘉手納町・北中城村・ 読谷村
令和2年度	8名	看護師（3）、作業療法士（2）、 理学療法士（1）、保育士（1）、 社会福祉士（1）	9,801	嘉手納町・金武町・ 北谷町・北中城村・ 中城村
令和3年度	14名	看護師（3）、作業療法士（3）、 理学療法士（1）、保育士（3）、 社会福祉士（1）、精神保健福祉士（1）、 美容師（2）	17,399	北谷町・嘉手納町・ 中城村・北中城村・ 読谷村・宜野座村
令和4年度	22名	看護師（2）、作業療法士（2）、 保育士（5）、美容師（6）、鍼灸師（1） 社会福祉士（2）、精神保健福祉士（1）、 言語聴覚士（1）、歯科衛生士（1）、 宅地建物取引士（1）	24,337	北谷町・嘉手納町・ 金武町・中城村・ 北中城村・読谷村・ 宜野座村

(5) 管内の母子生活支援施設設置状況

目 的： 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。(入所の手続きは市の窓口)

基本法： 児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可 世帯数	所在地	設置(経営) 主体	認可(設置) 年月日	電話 番号
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	S49.6.1	(098) 933-2562

(6) 管内ひとり親家庭生活支援事業

(沖縄県母子寡婦連合会受託事業)

目 的： ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達等を支援するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭に対して、民間アパート等を借り上げ、地域の中で自立した生活が送れるように事業を実施している。

① 沖縄県ひとり親家庭生活支援事業

マザーズスクエアゆいはあと中部 (H28年11月開設)

住 所： 北谷町字桑江257番地1F

T E L： 098-921-7800

② うるま市母子家庭生活支援事業

マザーズスクエアうるはし

住 所： うるま市みどり町6丁目2番8号

T E L： 098-972-7900

3 配偶者間暴力相談・婦人保護事業

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成23年4月1日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に6つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

令和4年度における当センターでの相談は822件、うちDVを含む相談は788件で全体の95%を占めている。

市町村別相談内訳（令和4年度）

市町村名	来所相談	内DV	電話相談	内DV	出張相談	内DV	合計	内DV
那覇市			4	4			4	4
宜野湾市	19	19	85	84			104	103
石垣市								
浦添市			1	1			1	1
名護市	1	1						
糸満市			1					
沖縄市	42	41	146	142	6	6	194	189
豊見城市								
うるま市	36	36	89	86	2	2	127	124
宮古島市			1	1			1	1
南城市								
恩納村	1	1	3	3			4	4
宜野座村	3	3	10	9			13	12
金武町	8	8	19	19	1	1	28	28
読谷村	16	12	36	27			52	39
嘉手納町	8	8	37	30	2	2	47	40
北谷町	22	21	87	84	3	3	112	108
北中城村	13	12	32	28	1	1	46	41
中城村	12	12	44	43			56	55
伊江村								
西原町			2				2	
与那原町			1	1			1	1
南風原町								
南部地区								
中部地区			2	2			2	2
北部地区			1	0			1	0
県外	2	2	18	18			20	20
不定・不明	1	1	4	4			5	5
計	184	177	623	586	15	15	822	778

4 障害者福祉

(1) 特別障害者手当等支給制度

児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児者に対し、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減のための手当を支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。手当の種別、対象者等は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令*別表2）にある在宅の20歳以上の者	27,300円 ※R5.4～27,980円	支給要件のひとつに、受給者本人及び配偶者・扶養義務者の所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令*別表1）にある在宅の20歳未満の者	14,850円 ※R5.4～15,220円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,850円 ※R5.4～15,220円	

*特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

(単位：人、円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	左の内訳 (令和4年度) 上段：人数、下段：支給額			計
						特別障害者 手当	障害児福祉 手当	福祉手当 (経過措置)	
恩納村	15	14	20	17	17	9	8	0	17
						2,949,300	1,426,080	0	4,375,380
宜野座村	17	27	27	25	26	3	23	0	26
						928,400	4,397,190	0	5,325,590
金武町	30	36	37	32	27	11	15	1	27
						4,205,600	2,867,070	178,260	7,250,930
読谷村	89	98	100	103	104	63	41	0	104
						20,754,300	6,877,980	0	27,632,280
嘉手納町	33	33	33	37	38	18	20	0	38
						6,007,800	3,550,350	0	9,558,150
北谷町	125	134	129	143	140	76	64	0	140
						24,358,850	11,765,310	0	36,124,160
北中城村	55	57	54	51	49	28	20	1	49
						9,120,900	3,802,950	178,260	13,102,110
中城村	59	59	59	55	53	28	24	1	53
						8,984,400	4,931,910	178,260	14,094,570
合計	423	458	459	463	454	236	215	3	454
						77,309,550	39,618,840	534,780	117,463,170

※過去の概況で報告済みの平成31年度支給人数（令和2年度版、令和3年度版に記載）に誤りがありましたので、訂正しました。（誤：360人→正：458人）

(2) 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 令和5年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	2	0	0	5	0	1	2	0	10
掛金免除者（再掲）	2	0	0	5	0	1	2	0	10

心身障害者扶養共済年金受給状況 令和5年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
1	2	0	2	1	1	1	1	9

(3) 障害者総合支援法等に基づく実地指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

地方自治法第245条の4の規定及び「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、市町村の自立支援給付等支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを目的として、平成19年度から管内の市町村に対し指導を行っている。

○令和4年度指導状況

- ・指導箇所：うるま市、恩納村、宜野座村、嘉手納町、北中城村
- ・指導結果：文書指摘4件

イ 障害福祉サービス事業者等に対する指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第48条第1項並びに児童福祉法第21条の5の22第1項の規定及び「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については適切な助言及び指導を行うことを目的として、平成19年度から管内事業所に対し実地指導を行っている。

○令和4年度指導状況

事業種別	指導箇所	事業種別	指導箇所
【総合支援法】			
居宅介護	2	自立訓練（機能訓練）	
重度訪問介護	2	自立訓練（生活訓練）	
同行援護	1	就労移行支援	
行動援護	1	就労継続支援A型	2
療養介護		就労継続支援B型	5
生活介護	2	就労定着支援	
短期入所		自立生活援助	
重度障害者等包括支援		共同生活援助	5
【児童福祉法】			
児童発達支援	11	居宅訪問型児童発達支援	
医療型児童発達支援		保育所等訪問支援	
放課後等デイサービス	12		
指導箇所（事業） 計			43
文書指摘 計			193

(4) 障害者総合支援法等に基づく相談支援事業等について

ア 市町村における相談支援体制

障害者総合支援法等に基づき多様な福祉サービスが提供されており、サービスの利用に関する相談については地域の相談支援事業所（計画相談支援）が担う体制となっている。そのほかに、住民に身近な市町村が実施主体となり、障害児者及び家族等からの様々な相談に応じ、障害児者が福祉サービスを利用しつつ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や助言を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行っている。

また、市町村には障害者総合支援法の規定に基づき自立支援協議会が置かれ、地域の関係者が集まり相談支援の事例で得られた地域の現状や課題を共有し、地域のサービス基盤の整備に繋げる役割を担っている。

イ 圏域における相談支援体制強化に向けた取組

沖縄県では、障害福祉圏域毎に相談支援に関するアドバイザーを配置し、市町村自立支援協議会や各専門部会の運営に対する助言を行うなど、圏域における相談支援体制の充実強化を図っているところである。

当所では、中部圏域障害者自立支援連絡会議を設置し、圏域の障害児者及びその家族に対する相談支援体制の強化に向けて、管内11市町村の障害福祉担当課及び関係機関と意見交換を行っている。また、当会議には療育・教育、就労、住まい地域支援、相談支援の4部会を置き、中部圏域アドバイザーをはじめとする関係機関の協力のもと、各々の分野における課題解決に向けて意見交換を行うとともに、支援者向けの研修会や連絡会を開催するなど活発に体制の強化に取り組んでいる。

5 老人福祉・介護保険

(1) 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者福祉保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

表：中部福祉事務所管内 市町村別65歳以上の人口

(子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班公表データより抜粋)

令和4年10月1日現在					
市町村名	人 口				
	総人口 A	65歳 以上人口 B	75歳 以上人口 C	人口比率	
				B/A	C/A
	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)
沖 縄 県	1,484,683	342,771	158,694	23.1%	10.7%
中部福祉事務所 管 内	522,167	115,489	54,085	22.1%	10.4%
宜野湾市	100,280	20,346	9,497	20.3%	9.5%
沖 縄 市	142,669	31,256	14,942	21.9%	10.5%
うるま市	125,823	29,020	13,319	23.1%	10.6%
恩納村	11,273	2,744	1,282	24.3%	11.4%
宜野座村	6,274	1,544	719	24.6%	11.5%
金武町	11,457	3,089	1,572	27.0%	13.7%
読谷村	41,950	9,500	4,310	22.6%	10.3%
嘉手納町	13,213	3,317	1,648	25.1%	12.5%
北谷町	28,979	6,077	2,835	21.0%	9.8%
北中城村	17,899	4,104	1,992	22.9%	11.1%
中城村	22,350	4,492	1,969	20.1%	8.8%

※本表は、各市町村から報告のあった令和4年10月1日現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものである。

(2) 介護保険制度に係る諸事業の推進

ア 法的根拠及び目的

県福祉事務所では老人福祉法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保険福祉計画の策定及び運営管理及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出、実地指導等の業務を行っている。

イ 中部福祉事務所における業務の概要

① 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者の提供するサービスのうち、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に併設している事業所は県本庁において、居宅介護サービスの単独型事業所については福祉事務所において指定を行っている。

《中部福祉事務所管轄となる単独型サービスの種類》

訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

② 介護保険事業者の更新について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定介護保険事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に6年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続を行っている。

表：指定及び指定更新等の実施状況（指定事業数）

サービスの種類	令和3年度		令和4年度	
	指定	更新	指定	更新
訪問介護	12	11	9	14
訪問入浴介護	1	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
通所介護	8	23	6	31
訪問看護	12	4	16	2
介護予防訪問看護	12	4	16	2
福祉用具貸与	5	1	3	6
介護予防福祉用具貸与	5	0	3	5
特定福祉用具販売	2	0	3	5
特定介護予防福祉用具販売	2	0	3	5

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限委譲

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月末まで

③ 変更届出等について

介護保険事業者より、事業所運営にかかる変更届、介護給付費算定に係る体制等に係る届出、廃止・休止・再開届出の提出に係る業務を行っている。

《変更届》

介護保険事業者は事業所の名称、所在値、定款、法人代表、管理者、運営規定等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

《介護給付費算定に係る体制等に係る届出》

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

《廃止・休止・再開届出》

介護保険事業者は事業の廃止、休止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の1ヶ月前までに届出を行う必要がある。

④ 介護保険事業所に対する運営指導について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して運営指導を行っている。運営指導に当たっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本としサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

《運営指導を行った指定事業数》

令和4年度 37件

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面指導も含む

⑤ 業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴い、業務管理体制の整備・届出を行うこととなった。事業者は法令遵守責任者の選任等を行い届出を行わなければならない。それらに伴い、届出の受理及び業務管理体制（法令等遵守体制）の確認検査等を行う（平成25年度より「一般検査」を順次実施）。

《一般検査 実施件数》

令和4年度 22法人

6 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法、児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

令和5年3月1日現在

市町村名	定数 (A)	主任児童委員数 〔再掲〕 (B)	委 嘱 数 (C)	主任児童委員数 〔再掲〕 (D)	充 足 率 % (C/A×100) ※1	主任児童委員充足率 〔再掲〕 % (D/B×100) ※2	委 嘱 内 訳			
							男 性		女 性	
							人 数 (E)	% (E/C×100) ※3	人 数 (F)	% ※4
宜野湾市	141	9	115	7	81.6	77.8	39	33.9	76	66.1
沖縄市	200	18	148	17	74.0	94.4	53	35.8	95	64.2
うるま市	176	10	129	7	73.3	70.0	37	28.7	92	71.3
市 部 計	517	37	392	31	75.8	83.8	129	32.9	263	67.1
宜野座村	12	2	12	2	100.0	100.0	4	33.3	8	66.7
恩納村	20	2	11	1	55.0	50.0	2	18.2	9	81.8
金武町	26	2	26	2	100.0	100.0	7	26.9	19	73.1
読谷村	78	5	70	5	89.7	100.0	23	32.9	47	67.1
嘉手納町	28	2	18	1	64.3	50.0	7	38.9	11	61.1
北谷町	48	3	42	2	87.5	66.7	6	14.3	36	85.7
北中城村	32	2	26	2	81.3	100.0	4	15.4	22	84.6
中城村	39	2	31	2	79.5	100.0	8	25.8	23	74.2
郡 部 計	283	20	236	17	83.4	85.0	61	25.8	175	74.2
計	800	57	628	48	78.5	84.2	190	30.3	438	69.7

※1～3のパーセンテージは、小数点以下2桁

※4のパーセンテージは、100から※3を引いたもの

イ 民生委員・児童委員活動状況(市町村別)

令和4年度

項目		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在宅福祉	14	178	113	17	13	36	55	1	167	27	48
	介護保険	8	133	119	18	17	12	44	14	7	16	8
	健康・保健医療	11	179	217	28	17	10	76	10	50	7	15
	子育て・母子保健	4	279	247	6	0	21	65	4	14	56	14
	子どもの地域生活	38	645	878	16	7	120	96	3	84	30	114
	子どもの教育・学校生活	22	491	596	17	24	441	21	5	105	11	66
	生活費	21	124	129	8	4	15	9	6	26	24	10
	年金・保険	4	20	86	8	1	10	2	0	9	6	0
	仕事	5	141	97	3	2	0	4	0	2	7	0
	家族関係	6	147	217	17	5	14	12	2	22	7	9
	住居	9	65	154	11	2	1	6	10	15	0	8
	生活環境	25	269	281	6	46	19	26	2	93	8	26
	日常的な支援	240	1,286	1,189	88	258	17	193	54	316	107	59
	その他	340	1,778	948	73	80	239	234	22	205	50	283
計	747	5,735	5,271	316	476	955	843	133	1,115	356	660	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	291	1,799	2,107	202	288	173	420	91	554	185	182
	障害者に関すること	55	386	343	13	73	19	59	8	74	27	22
	子どもに関すること	102	1,523	1,862	42	35	600	171	16	248	97	200
	その他	299	2,027	959	59	80	163	193	18	239	47	256
	計	747	5,735	5,271	316	476	955	843	133	1,115	356	660
その他の活動件数	調査・実態把握	109	535	316	46	64	73	132	75	287	48	252
	行事・事業・会議への参加協力	3,507	2,272	2,051	207	240	294	1,373	423	2,229	522	666
	地域福祉活動・自主活動	6,751	4,417	4,919	1,306	972	635	2,548	1,135	3,534	1,645	1,814
	民児協運営・研修	3,231	2,554	2,159	221	286	387	1,698	715	1,250	971	526
	証明事務	523	13	74	24	45	170	126	45	235	74	49
	要保護児童の発見の通告・仲介	3	4	41	0	2	7	3	1	32	1	1
訪問回数	訪問・連絡活動	3,513	4,814	6,939	374	723	970	1,589	1,945	3,042	1,791	1,221
	その他	1,130	1,785	3,256	90	395	341	826	766	1,054	929	929
連絡調整回数	委員相互	7,594	6,659	4,229	150	647	488	2,438	953	8,719	1,584	601
	その他の関係機関	1,577	2,065	2,086	190	260	286	1,118	904	3,476	843	369
活動日数		13,853	14,040	11,404	1,775	1,738	2,722	7,227	2,768	7,766	3,681	2,857

(2) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

なお、「県・町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領要綱」の改正により、令和3年度からは県福祉政策課が実施主体となっている。

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業等

(3) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者への就労の支援その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職等により住宅を失うおそれのある生活困窮者に対し家賃相当額を支給する。

ウ 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。

エ 一時生活支援事業

住居のない方に一定期間、衣食住を提供する。

オ 家計相談支援事業

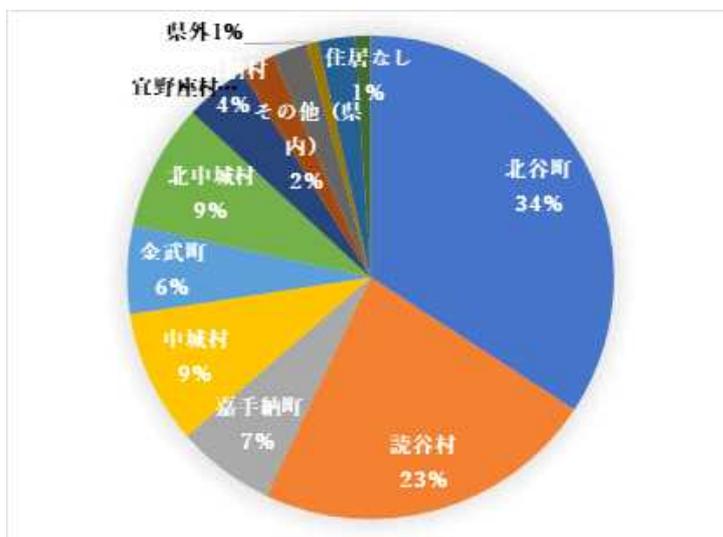
家計に関する相談、家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行う。

カ 認定就労訓練事業

一般就労が困難な者に対し、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

令和4年度 相談者数(町村別)

所在地	人数
北谷町	267
読谷村	178
嘉手納町	51
中城村	70
金武町	46
北中村	66
恩納村	33
宜野座村	18
その他(県内)	18
県外	6
不明	19
住居なし	8
合計	780



(資料提供：沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部)

- ・住居確保給付金事業利用(再プラン含む) 168人
- ・就労準備支援事業利用 14人
- ・一時生活支援事業利用 28人(家族別)
- ・家計相談支援事業利用 108人

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、社会福祉協議会の特例貸付を利用できない世帯に対し自立支援金を給付し、就労等による自立を支援する事業。

令和3年7月に開始され、令和5年3月に終了した。

実績

令和3年度申請件数	初回615件	再支給	219件
令和4年度申請件数	初回223件	再支給	234件